

仮想通貨交換業者等の検査・モニタリング 中間とりまとめ

主なポイント



平成30年8月
金融庁

目次

1. 検査・モニタリングで把握された実態・・・・・・・・・・ 2
2. 今後の監督上の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

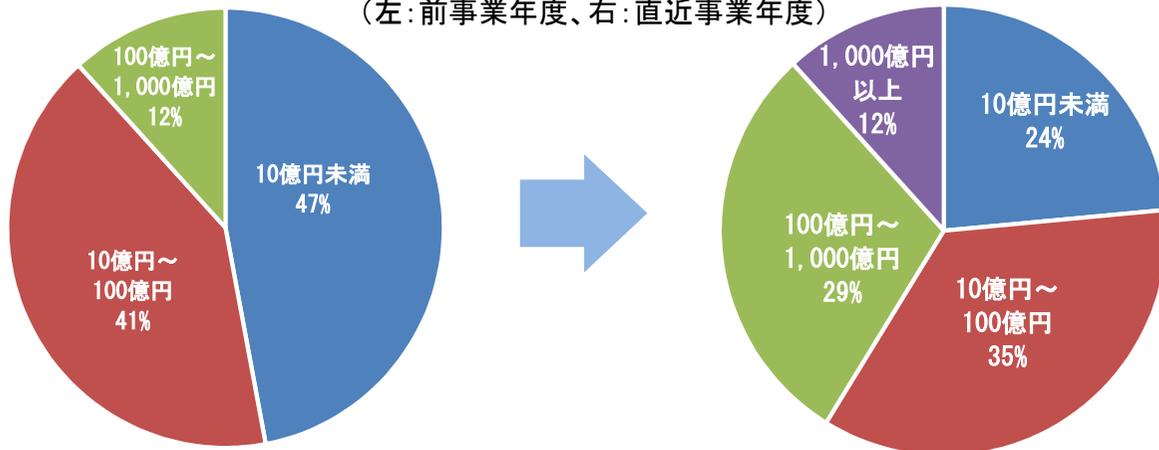
1. 検査・モニタリングで把握された実態

1. 検査・モニタリングで把握された実態(1)

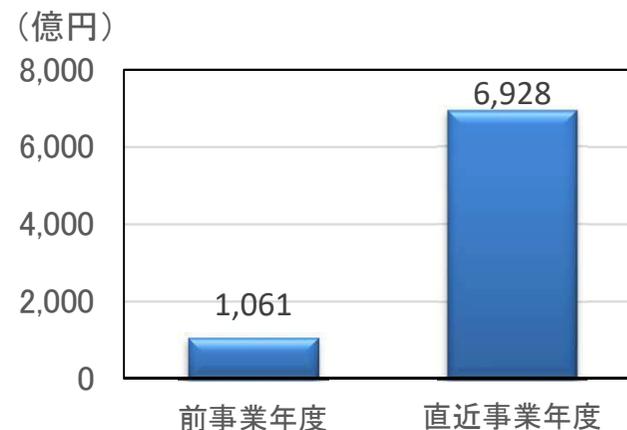
- 仮想通貨交換業者の会社規模(総資産)が前事業年度比で急拡大(平均して553%拡大)
- 少ない役職員で多額の利用者財産を管理(平均して1名で33億円の取扱い)

仮想通貨交換業者の総資産

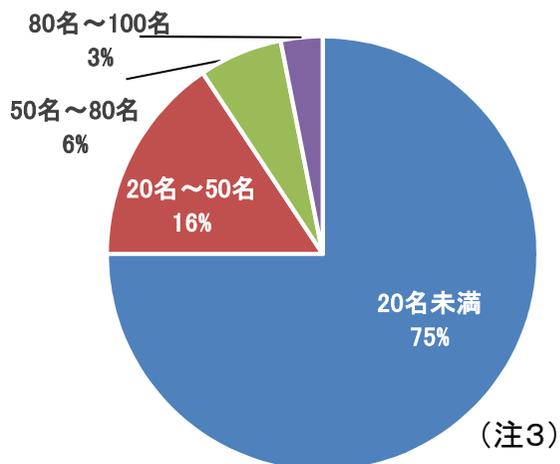
(左:前事業年度、右:直近事業年度)



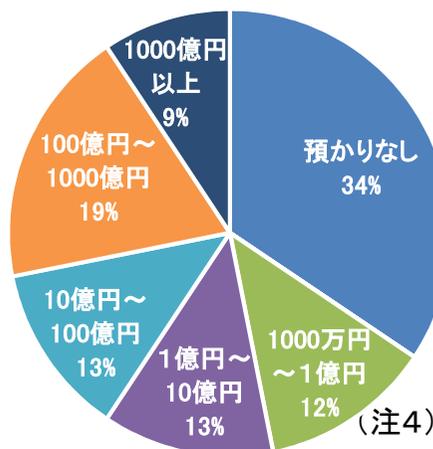
仮想通貨交換業者の総資産合計



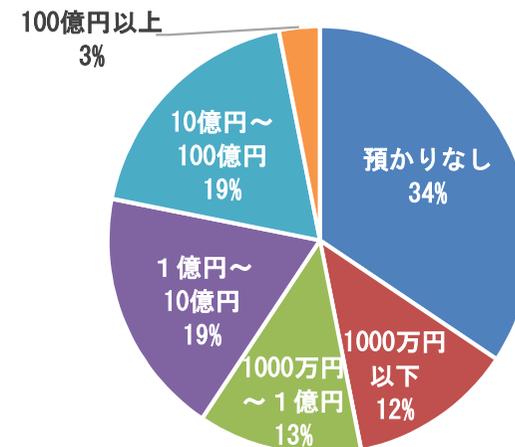
役職員数



預かり資産の割合



役職員1名当たりの預かり資産の割合



(注1) 調査対象について、上段は登録業者13社及びみなし業者4社
下段は登録業者及びみなし業者等の32社。

(注2) 各業者から提出された資料に基づいて作成したものであり、
定義が異なる場合がある。

(注3) 登録申請に当たって、各業者より提出された資料等に基づき数値を算出しているため、
調査時点は一致していない。

(注4) 預かり資産の割合については、登録業者は2017年12月末時点の数値、みなし業者は直近
に提出された利用者財産報告書の数値から算出しているため、時点は一致していない。

1. 検査・モニタリングで把握された実態(2)

主にみなし業者において、昨年秋以降、取引が急拡大し、ビジネス展開を拡大する中、
内部管理態勢の整備が追いつかず

ビジネス部門(第1線)

- 取り扱う暗号資産(仮想通貨)のリスク評価をしていない
- 自社が発行する暗号資産(仮想通貨)の不適切な販売
- 内部管理態勢の整備が追いつかない中、積極的な広告宣伝を継続

リスク管理・コンプライアンス部門(第2線)

- 法令等のミニマムスタンダードにも達していない内部管理
- マネロン・テロ資金供与対策、分別管理ができていない
- 内部牽制が機能していない
- セキュリティ人材が不足している
- 利用者保護が図られていない
- 外部委託先の管理ができていない

内部監査(第3線)

- 内部監査が実施されていない
- 内部監査計画を策定しているが、リスク評価に基づくものとなっていない

<コーポレート・ガバナンス>

- 利益を優先した経営姿勢
- 取締役及び監査役の牽制機能が発揮されていない
- 金融業としてのリスク管理に知識を有する人材が不足
- 利用者保護の意識や遵法精神が低い
- 経営情報や財務情報の開示に消極的

1. 検査・モニタリングで把握された実態(3)

★主にみなし業者において、多数認められた事例は、以下のとおり。

1. ビジネス部門（第1線）

(取扱い暗号資産(仮想通貨)の選定)

- ✓ 取扱い暗号資産(仮想通貨)の選定に当たっては、暗号資産の利便性や収益性のみが検討されている反面、取扱い暗号資産ごとにセキュリティやマネロン・テロ資金供与等のリスクを評価した上で、リスクに応じた内部管理態勢の整備を行っていない。

2. リスク管理・コンプライアンス部門（第2線）

(マネロン・テロ資金供与対策)

- ✓ 口座開設、暗号資産(仮想通貨)の移転取引に係る各種規制の理解、暗号資産のリスク特性を踏まえたマネロン・テロ資金供与対策など、第1線にアドバイスを行うのに必要な専門性や能力を有する要員が確保されていない。

(システムリスク管理)

- ✓ 業容や事務量に比べ、システム担当者が不足している。
- ✓ サイバー攻撃に関するリスクシナリオやコンティンジェンシープランを策定しておらず、セキュリティに関する研修を実施していない。

1. 検査・モニタリングで把握された実態(4)

3. 内部監査部門(第3線)

- ✓ マネロン・テロ資金供与対策や、システムリスクなどの監査を実施するために必要な専門性・能力を有する監査要員が確保されていない。
- ✓ 内部監査要員が1名で、他業務と兼務している中、内部監査計画の策定や内部監査を実施していない。

4. カルチャー及びコーポレート・ガバナンス

- ✓ 経営陣は、業容が急拡大する中、業容に見合った人員の増強やシステム・キャパシティの見直しを行っていない。
- ✓ 取締役会等では、多額の利用者財産を管理する金融業者としてのリスク管理等に関する議論が行われていない。
- ✓ 経営情報や財務情報について、利用者に分かりやすく公表されていない。

2. 今後の監督上の対応

2. 今後の監督上の対応

監督上の対応

○ 登録審査・モニタリング

① 登録業者

- リスクプロファイリングの精緻化及びその頻繁な更新を行うとともに、引き続き、順次、立入検査を行う等、深度あるモニタリングを行い、問題が認められた場合は必要な行政対応。

② みなし業者

- 業務改善命令を受けて提出された報告内容について、本とりまとめの結果を踏まえ、個別に検証し登録の可否を判断。

③ 新規登録申請業者

- 登録審査に当たって、業者のビジネスプランの聴取及びそれに応じた実効的な内部管理態勢の整備状況について、書面やエビデンスでの確認を充実させるとともに、現場での検証や役員ヒアリング等を強化。また、新たに登録された業者に対しては、暗号資産を取り巻く環境やビジネスの急速な変化を踏まえ、登録後の早い段階で立入検査を実施。

○ 自主規制団体との連携

- 自主規制団体からの認定申請を踏まえ、法令の認定要件に基づき、実効性のある自主規制機能が確立されるよう適切に審査。

○ 関係省庁や海外当局との連携

- 国内の無登録業者への対応や、利用者への注意喚起について、引き続き、関係省庁と緊密な連携。また、海外の無登録業者への対応など、海外当局とより広範かつ緊密な連携。